

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集  
 ー高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備ー  
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方  
 (令和3年11月13日～12月13日意見募集)

提出件数9件(法人等7件、個人2件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	検査の目的を鑑みて、実際に検査をしなくても、その目的が果たせるのであれば、賛成です。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	株式会社NTTドコモ	本改正案は令和2年に取りまとめられた「高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会」報告書の内容が適切に反映されたものであり、本改正案に賛同すると共に登録証明機関における「周波数等を維持する機能」に関する再認証取得に際しては【同一認証番号とするガイドライン】の適用を要望いたします。本ガイドラインの適用により、更なる既存設備の運用保守効率化が図られ、今後の5G展開加速にも寄与するものと認識しております。	本改正案への賛同意見として承ります。  同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。	無
3	KDDI株式会社	<p>【全般】</p> <p>携帯電話基地局の無線設備は、外部参照信号同期機能や自動出力補正機能が具備されたものが存在し、当該設備は生成される無線周波数及び空中線電力が無線設備規則の許容偏差に収まるよう補正を行うことで、長期的に安定した運用を実現しています。加えて、当社は基地局設備の正常性を維持するため、24時間365日の監視体制及び無線設備の復旧に向けた現地駆けつけ体制を構築しております。</p> <p>他方、携帯電話基地局の無線設備においては、測定用のポートを具備しない等、運用状態において電気的特性の測定が困難なものが増加している状況があります。本省令案等は、機能的、運用的に極めて安定した運用が行われている装置に関して定期検査における電気的特性の測定を省略することを可能とすることで、運用状態における測定の課題を解決するものであるため、賛同いたします。</p> <p>【無線設備規則 第六節 周波数等を維持する機能】</p> <p>外部参照信号を用いた時刻同期機能については、周波数偏差の維持以外の用途に</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>「外部参照信号同期機能とは、外部参照信号に同期することにより送信設備から送信される周波数の偏差を許容値内に安定的に維持するための機能をいう。」という定義により、それ以外の用途に使用される外部参照信号の精度については、特段の制約はありません。</p> <p>同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。</p>	無

		<p>おいても利用することが可能です。定期検査における電気的特性の測定省略を求めない場合にあつては、外部参照信号の精度に制約が付されないものと理解しております。</p> <p><b>【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】</b></p> <p>当社は基地局設備を全国で 20 万局弱運用しており、工事設計認証番号の変更に伴う表示の変更を速やかに実施することは困難と考えております。周波数等を維持する機能を具備している既存無線局について、測定省略の条件に合致させるために工事設計認証を再取得する際は、変更の工事が発生していないことから、同一認証番号とすることを希望いたします。</p>		
4	UQコミュニケーションズ株式会社	<p><b>【全般】</b></p> <p>携帯電話・BWA基地局の無線設備は、外部参照信号同期機能や自動出力補正機能が具備されたものが存在し、当該設備は生成される無線周波数及び空中線電力が無線設備規則の許容偏差に収まるよう補正を行うことで、長期的に安定した運用を実現しています。加えて、当社は基地局設備の正常性を維持するため、24 時間 365 日の監視体制及び無線設備の復旧に向けた現地駆けつけ体制を構築しております。</p> <p>他方、携帯電話・BWA基地局の無線設備においては、測定用のポートを具備しない等、運用状態において電気的特性の測定が困難なものが増加している状況があります。本省令案等は、機能的、運用的に極めて安定した運用が行われている装置に関して定期検査における電気的特性の測定を省略することを可能とすることで、運用状態における測定の課題を解決するものであるため、賛同いたします。</p> <p><b>【無線設備規則 第六節 周波数等を維持する機能】</b></p> <p>外部参照信号を用いた時刻同期機能については、周波数偏差の維持以外の用途においても利用することが可能です。定期検査における電気的特性の測定省略を求めない場合にあつては、外部参照信号の精度に制約が付されないものと理解しております。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>「外部参照信号同期機能とは、外部参照信号に同期することにより送信設備から送信される周波数の許容偏差を規定値内に安定的に維持するための機能をいう。」と定義されているため、それ以外の用途に使用されるにおいて、定期検査における電気的特性の測定省略を求めない場合にあつては、外部参照信号の精度については、特段の制約はありません。</p> <p>同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。</p>	無

		<p>【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】</p> <p>当社は定期検査対象の基地局設備を全国で4万局程度運用しており、工事設計認証番号の変更に伴う表示の変更を速やかに実施することは困難と考えております。周波数等を維持する機能を具備している既存無線局について、測定省略の条件に合致させるために工事設計認証を再取得する際は、変更の工事が発生していないことから、同一認証番号とすることを希望いたします。</p>		
5	Wireless City Planning株式会社	<p>今回の省令案は、周波数等を維持する機能の具備及び監視制御機能や24時間365日にわたる保守運用体制が構築されていることを前提とする高度化された無線局の定期検査の簡素化を実現するものであり、本省令案の内容に賛同すると共に確実な制度の運用実現を希望いたします。</p> <p>また、今回の定期検査の簡素化にあたっては周波数等を維持する機能を有していることを含めた認証等を実施する必要がありますが、既に当該機能を具備し設置運用している基地局において、改めて当該機能を有しているものとして認証を取り直す際には、現在の認証を受けた状態からハードウェアや電気的特性に変更を生ずるものではなく、同一認証番号での認証を要望いたします。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。</p>	無
6	ソフトバンク株式会社	<p>今回の省令案は、周波数等を維持する機能の具備及び監視制御機能や24時間365日にわたる保守運用体制が構築されていることを前提とする高度化された無線局の定期検査の簡素化を実現するものであり、本省令案の内容に賛同すると共に確実な制度の運用実現を希望いたします。</p> <p>また、今回の定期検査の簡素化にあたっては周波数等を維持する機能を有していることを含めた認証等を実施する必要がありますが、既に当該機能を具備し設置運用している基地局において、改めて当該機能を有しているものとして認証を取り直す際には、現在の認証を受けた状態からハードウェアや電気的特性に変更を生ずるものではなく、同一認証番号での認証を要望いたします。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。</p>	無
7	楽天モバイル株式会社	<p>高度化された陸上無線システムに対する定期検査の簡素化に係る制度整備に賛同いたします。なお、本改正によって既存の適合表示無線設備を「周波数等を維持</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無

		する機能」を有する無線設備として再度認証を取得する場合は、同一認証番号での取り扱いとして頂くことを希望いたします。	同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。	
8	エリクソン・ジャパン株式会社	定期検査の簡素化を図る規則等の改正は、5G等無線基地局の早期市場投入と展開、および運用の簡素化に資するものと考えており、賛成いたします。なお、既存無線設備が周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を再度受けた場合、いわゆる同番認証が可能な制度運用とすることを希望いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。  同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。	無
9	個人	様式について、事業者等が法人の場合は法人番号の記載があった方が良いのではないかと考える。(行政における事務の効率化に資すると思われるので。)	現行電波法令上、法人番号は使用していません。	無